

以下は、2009年7月2日に実施した自治労2010政府予算要求中央行動における自治労学校事務協議会と大都市共闘教育部会の文部科学省、総務省との対応のまとめです。

5 【文部科学省】

日時：7月2日（火）12：30～13：15

場所：参議院議員会館第4会議室

10 対応：生涯学習政策局社会教育課 岩佐企画官、初中局財務課教育財政室調整係 石田係長、財務課教職員配置計画係 坂本専門官、初等中等教育企画課教育公務員係 高橋専門職、教育委員会係 牧野専門職、児童生徒課教育制度改革室 枝室長補佐、スポーツ・青少年局学校健康教育課学校給食係 渡邊係長

相原久美子参議院議員の挨拶

15 今何よりも人材の育成、とりわけ日本が教育にどれだけお金をかけているのかというと世界の中では非常に低い位置にあると言われている。この国を支えていく人を育てて行くにはやはりお金をきちんとかけていく必要がある。本日はその根幹である教育に現場で携わっている皆さんが参加している。現場の声を聞いて予算編成に結び付けていただきたい。

20 また、現場の皆さんには、予算のことも大事だが、今現場がどういう状況にあって、何を改善していかなければならないのかを伝える中で率直な意見交換の場としていただきたい。私たち国会議員も国民の期待に応えるべき予算組みをしていかなければという思いで頑張っていきたいと考えている。本日は限られた時間ではあるがどうぞよろしく願いたい。

25 1. 公教育の無償化について

- (1) 義務制諸学校において給食費、教材費等の公費負担を実現すること。
- (2) 公立学校において授業料の無料化を実現すること。

30 文科省 給食費については、学校給食法において施設設備や人件費については自治体が、食材費やその他の経費については保護者負担としているところである。文部科学省としては、給食費を公費で負担するかどうかは地域の実情に応じて各自治体でご判断いただくものと考えている。

35 しかしながら学校給食法には別の規定もあり、市町村において経済的理由により就学が困難という児童生徒の要保護者に対しては学校給食費を扶助するという考え方があり、これについては要保護児童生徒援助費

等補助金という形で平成 21 年については、7 億 2800 万円の予算を計上しているところである。この中には給食費や教材費、医療費なども含まれている。

今後ともこうした補助金について所要額を確保すべく努力してまいりたい。

一方、教材費については、新学習指導要領の改訂に伴い必要となる教材教具の整備が喫緊の課題となっており、平成 21 年度から 23 年度までの三カ年計画で総額約 2459 億円の地方財政措置を講じることとなっている。

ところが、この教材費については、地方交付税措置額に対して、平成 19 年度決算ベースで 1/3 が予算化されていない実態がある。こうしたことから教材整備をしっかりと行っていただくよう全国 68 箇所で地方説明会を開催し、各市町村の教育長にお集まりいただき、教材費図書費の整備についてお願いをしたところである。

このように学習指導要領の円滑な実施に向けた条件整備について、教材費、図書費の財源確保を踏まえて、引き続き取り組んでまいりたい。

文科省 授業料の無償化について、実施には多額の財政負担を要することから、文部科学省としては一律の無償化ではなく、特に家庭の経済事情により就学の機会が奪われないようにするため、低所得世帯を対象とした経済支援は重要だと考えている。現在、教育費の問題、特に家庭の経済負担の軽減に焦点をあてて、有識者からなる「教育安全社会の実現に関する懇談会」で議論をさせていただいている。この検討結果もふまえて、学ぶ意欲のある高校生が家庭の経済事情により進学を断念することがないよう支援に努めてまいりたい。

自治労 要請の趣旨は今現在の法令等の中で整理を図るという話ではなく、要保護、準要保護の世帯がこれだけ増えてきている実態に対して、貧困家庭に対する支援ではなく、公教育は無償で行うという考え方で対応が必要なのではないか。

文科省 高校教育については、義務教育ではないという点で私的な負担ということになるわけだが、我々としても現在の就学支援という考え方ではカバーしきれないという状況は認識している。そういうことも踏まえて、前述した「教育安全社会の実現に関する懇談会」でいろいろと議論をしているところであり、高校教育においては、低所得者の世帯には授業料

の負担を軽減する方向や新たな就学支援の仕組みを検討すべきとの提言をいただいているところである。

2. 教職員人件費について

義務教育費国庫負担制度の検討にあたっては、税財源の移行措置を伴わない廃止・縮減は行わないこと。

政令指定都市への負担先変更、中核市への人事権付与など地方分権に立脚した措置を推進すること。なお、東京23区への人事権付与に関しては都と全ての区との間における合意を前提として検討を行うこと。

文科省 国庫負担制度については、教育の機会均等と水準維持について国が責任を果たしていくための根幹となる制度であると認識しており、今後もしっかりと守って行くことが我々の責務と考えている。今後制度の改正ということが生じたとしても、財政的な裏づけがしっかりとされるよう所要の対応を図ってまいりたい。

文科省 平成17年の中教審答申を受けて、文部科学省として教育委員会関係者の意見調整を進めてきたところだが、指定都市、中核市、特別区が賛成する一方で小さな町村や僻地の関係者からは人材確保が危惧されるなどとして意見の隔たりが大きかったため、平成19年の中教審答申では引き続き関係者と調整し検討していくこととされた。これを受けて、昨年4月に県費負担教職員の人事権等のあり方に関する協議会を設置して検討を進めている。昨年末に一通りの検討課題の議論を終え、現在、それらを踏まえた文科省の案を作成している段階である。

要請書のなお書き部分については、その協議会に杉並区の教育長にも参加していただいております、特別区の教育委員会の意見も踏まえながら検討しているところである。

3. 学校事務職員の定数配置について

(1) 都道府県立学校事務職員の配置にあたっては、事務機能の低下により、学校間・地域間に格差が生じないように、事務長を含めた正規職員を配置し、定数基準は最低3名とすること。

また、生徒数減少の激しい地域については定数算定基準を緩和すること。

(2) 義務制事務職員の定数改善計画では、子どもに及ぼす経済格差を解消するために、就学困難な児童生徒に係る加配を重点的に改善すること。

文科省 都道府県立学校事務職員の配置については標準法で算定した人数を配置しているが、基本的には各学校への配置を定めているものではない。算定された総数の中で各都道府県が地域の実情に応じて適正に配置しているものと考えている。

標準法は学校規模、生徒の数を基準に定数が定められているが、例えば小さな規模の学校でも極めて困難性が高いということがあれば特例的措置をすることはあろうかと思うが、そうしたことも都道府県が実態に即した対応をさせていただいていると思っている。

就学困難な児童生徒に係る加配については、児童生徒数の 25% 以上かつ 100 名以上という基準を設けて対応しているが、昨今の経済状況の影響もあって非常に高い伸び率となっている。今、定数を増やすということは非常に厳しい状況にある中で、平成 21 年度においては 73 名の増員を行ったところである。全体的には十分ではないかもしれないが、引き続き定数改善に向けて努力はしてまいりたい。

自治労 岩手県では教員の負担軽減に係る調査研究事業で拠点校方式による県立学校の事務の共同化が行われているが、対象となっているのが来年度末で統合される学校同士の例であるので、この事業評価の公表に際しては、一般的な学校において行われたものでないという事実については触れていただきたい。岩手の例により全国で一律的に導入可能と誤解されることを懸念している。

また、各研究事業の評価においても、例えば京都の方では事務の外部化について行われているが、外部化の実現の可否という部分的なものだけでなく、それによって教員の勤務負担の軽減はなされたのか否かを含めて精査して公表されるよう求める。ところでその公表の時期はいつか。

文科省 公表の時期については、2月に都道府県教育委員会を対象としたフォーラムを開いており、そこで取りまとめて配っていただいている。

自治労 それは中間的な取りまとめではないのか。

文科省 後ほど確認してお答えしたい。【7月8日、担当者に確認】本年度初めに当該各県から総括報告がなされているが、そのことについては報告する予定はありません。なお、要請等でご指摘いただいた部分については、今後かかる経費を執行するにあたり特段の精査をもってあたりたい。

5 自治労 義務制の定数改善について、学校にはとにかく人が必要である。例えば、外部人材でボランティアや非正規などが入ってくるが、そこに仕事を教えるために教員が張り付いたりしている。多忙化解消につながっていない実態もある。一方、事務職員の共同実施加配にしても、現場の他の職員の受け止め方もさまざまであり、配置の仕方も校長申請を原則としているところや市町村教委がその考え方に基づいて申請しているところもある。人の配置の仕方が現場のニーズに合致していないように見受けられる部分もあるので、さらに検討を願いたい。

10 さらに、就学援助加配も上手く機能していない状況もあるのではないか。基準どおり学校に配置されているところもある一方、そうでない実態もある。また就学援助児童生徒数の集約と定数計画の時期のずれにより、うまく反映されない仕組み的な問題もあるのではないか。

15 自治労 私の職場である高校では授業料減額免除率が30%を超え、総数でも200名を超えている。定数上、加配制度がないうえに、東京ではセンター化によって事務職員が一校あたり二人減らされている。現場の人員が減った上にそうした業務が増えている。さらに都立の高校は学校現業職員も委託化によって現場にいなくなっている。そうしたことによって、職員が過酷な状況に置かれ、精神的負担で休職に入るものも増えている。やはり学校現場に事務職員が必要数いるということを明確に位置づけていただくとともに、高校においても就学援助加配のような制度を確立して

20 いただきたい。

25 4. 義務制への事務長制導入について

義務制への事務長制導入については、各地の自主性を尊重し、導入に向けての文部科学省による指導を行わないこと。

30 文科省 中教審答申に基づき、学校の事務処理体制の充実を一層進めるという観点などから、学校教育法施行規則の一部改正により小中学校にも事務長を置くことができるとしたものであるが、全ての教育委員会に対して一律に小中学校の事務長を置くことを求めたものではなく、各地域の状況に応じて各教育委員会の判断によって置くことができるというものである。

35 自治労 この事務長制を導入する際には、事前に我々とも話し合ってください

たいという要望を前の交渉でも申し上げたのだが、それが無いままに進められたことは非常に残念である。ところで、導入状況の調査は行っているのか。

5 文科省 事前の相談については、パブリックコメントで誰でも幅広く意見をいただけるようにしてあった。導入状況については、事務長に相当する事務職員を置いている教育委員会は都道府県で12、率にして約19%。市を含めると62。事務長相当ではないが事務長という名称を用いているのは8教育委員会。全事研ではより詳細な調査を行っているようだ。

10 5. 生涯学習の充実等について

公民館・博物館・図書館等の公的社会教育施設の管理運営方法については設置責任者である自治体の選択・判断によるものであり、また公的社会教育施設の建設・整備や、社会教育主事等の専門職配置など、公的社会教育施策
15 の実施体制確保についても同様であるが、改正社会教育法等における附帯決議を踏まえ、自治体に対しその趣旨の十分な周知を図るとともに、適切な働きかけを行うこと。

20 文科省 ご指摘のとおり、公的社会教育施設については、地方公共団体がその役割と責任を担うものと考えている。

指定管理者の導入については、地方自治法に基づいて地方自治体が当該社会教育施設の設置目的を効果的に達成する必要があるということに基づいて条例を定めて行うものである。

25 社会教育法等が昨年改正されたが、その付帯決議においては政府及び地方公共団体の関係者は、指定管理者制度の導入の弊害にも十分配慮して適切な運営管理体制の構築を目指すことが盛り込まれている。

30 これを受けて文部科学省としてはこの付帯決議を添付した事務次官名による社会教育三法の施行通知を昨年6月に発出し、同通知を教育委員会担当者向け会議で配布するなどしており、今後とも周知徹底を図ってまいりたい。

35 自治労 文科省の施策だけではなく、今、社会教育をめぐる状況が非常に窮屈なところに追いやられてきている感がある。現場では従来のような人と人をつなげ、そして地域を活性化していくという活動が狭められてきている。自治体財政が厳しいこともあるが、私の自治体では、公民館の予

算がいきなり半減されるということも起きている。そうした実態も把握していただき、支援的に働く施策の検討を願う。

また、学校支援地域本部の事業についても、どうも学校の中だけで進めようとされている地域もたくさんあるようだ。学校と地域のみならず、地域の社会教育施設も交えた連携による取り組みが必要ではないか。文科省からもそうした働きかけをお願いしたい。

6. 学校給食並びに学校用務に関することについて

教職員定数の拡大に当って、行政改革法を理由とした給食調理員及び学校用務員への削減を行わないこと。併せて、自治体の主体的な判断による展開が可能となるよう、不要な指導・助言を行わないこと。

また、学校運営にあたっては、給食調理員並びに学校用務員についても学校運営の基幹職員として位置づけること。

文科省 我々も政府の一員として行革推進法に沿った対応も迫られているところであるが、特定部分を減らすことで他方の定数改善をするということを考えているわけではない。

また、行革推進法の下にあっても少しでも定数改善は図って行きたいと考えているし、行革推進法では平成 22 年 4 月と平成 17 年の 4 月の状況を比較してその成果を測ることとなっており、どのような評価になるかはわからないが、一定の区切りはあり、その次の定数改善計画に向けてしっかりと対応していきたいと考えている。

文科省 学校給食を運営する上で、給食調理員の重要性は我々としても具体的に認識しているし、学校教育法においても、その他必要な職員として位置づけているところである。

また、毎年、総務省に対しても所要の財源要望を行っている。文部科学省としては食育を推進するためには栄養教諭や給食調理員を含め学校全体で取り組んでいくことが重要であると考えている。

文科省 用務員についても学校教育法においてその他必要な職員として位置づけられており、学校教育法施行規則の第 65 条には職務内容が明記されている。学校においては重要な役割を果たしていると認識している。今、学校現場では教師の多忙化や子どもと向き合う時間の確保が大きな課題とされている中で、用務員の役割も重要性が増してきているのではない

かと考えている。

自治労 総務省への要望の内容を確認したい。また、給食調理員の職務内容を
用務員と同様に学校教育法施行規則に明記できないのか。

5

文科省 前段については、正規2名、臨時非常勤2名で計4名、800億円の要望
をしている。後段の件については、いろいろと意見を聞きながら検討し
てまいりたい。

10

相原久美子参議院議員の挨拶

現場の声を聞いて、我々政治家にもいろいろな課題をいただいたと思ってい
る。

15

高校の厳しい実態、教育の機会の平等が損なわれている実態について現場の
声をいただいた。文科省だけでできることではなく、やはり政治的な部分で相
当考えていかなければならない問題だと認識している。

「現場の声を常に聞きながら」ということは政治の第一であり、行政の仕事
だろうとも思っているので、予算編成時のみならず、今後ともこのような場を
設けていただきたい。

20

【総務省】

日時：7月2日(木)14:00~14:30

場所：総務省1F会議室

対応：自治財政局調整課地域財政係 田頭係長、自治行政局公務員課給与能
率推進室定数管理係 渡邊係長

25

1. 公教育の無償化について

※ 文科省所管事項であるとして総務省からの当初回答はなし

30

自治労 現在、貧困家庭が著しく増加しており、従来のような就学援助などの
枠組みだけでは賄いきれない社会状況にある。義務教育無償化の解釈の
幅を広げて、給食費の食材費や教材費についても原則無償という措置を
文科省に求めている。総務省としてもそういう方向でご検討いただけない
かということである。

35

併せて高校等についても、民主党が授業料の無料化を打ち出している
が、公教育は無償で行うという大転換を図っていただかないと、少子化

の中で次の世代を育てていくことは極めて困難な状況にあるのではないかと考えている。

5 自治労 今、文科省が学習指導要領の改訂に伴う教材整備の大規模な補助事業
を打ち出しているが、多くの自治体で、半額の自己負担分について別途
財源措置がなされるとされているにも関わらず、確たる担保がないため、
10 要望の手が拳がらない状況が生じている。今、この事業を利用して必要
な教材整備を行わなければ、後で理科教育等に重大な支障が生じること
になる。国が政策として実施しようとするものについて、それが自治体
の中で予算的にきちんと実現されていくように、総務省としてフォロー
アップなり、柔軟な対応ができないものか。

15 総務省 基本的に法律補助を超えて措置することができないという解釈がある。
本来であれば、臨時交付金については法律補助の裏には直接充てられな
いという仕切りにしているので、当初予算で計上されていたものを振り
替えることは、本当はできない。ところが、理科教材に関しては我々とし
ても内閣府に要請をし、今回、特別に認めていただいているというところ
で、最大限努力をしているつもりである。

20 また、地デジ対策についても、例えば地方債で備品などは本来は買え
ないわけだが、工事とセットでテレビを買うというように、ある程度教育
面に配慮をして地方財政の面から後押しをしているつもりだ。今後も
必要に応じて文科省とも連携を図って取り組んでまいりたい。

25 2. 義務教育における人件費等について

30 総務省 毎年度、各府省に対し、総務大臣名で申し入れ（資料別紙）をしており、
今年度は昨日、概算要求に対するシーリングが出たことから、要請
を行ったところである。その際、一般財源化する際には税源移譲すること
を申し入れている。

また、資料には幼稚園就園奨励費補助金の例も記載されているが、こ
うした市区町村に超過負担を生じているものについては解消について申
し入れをしているところである。

35 政令市への負担先変更については、給与負担と任命権の一致が望ましい
と思うが、地方分権改革推進委員会などで議論されているところなので、
第3次の勧告や分権計画の発表を待ちたい。

総務省 中核市への権限委譲については、人材確保の面で町村会からは反対の
声が上がっている。広域的な人事の仕組みを設けなければ僻地に人を確
保するのは難しいのだろう。

5 自治労 我々としては地域に密着した教育を、特に義務教育段階ではすべきだ
ろうと考えている。例えば僻地に行かされた教員は戻ることだけを考え
て教育活動を行うことになる可能性がある。採用時から地域を愛し地域
に骨を埋める覚悟の教員を確保する方が地域の教育にとっても有効であ
10 る。そうでないと、そういう環境で育った子どもはきっと僻地から出て
行くことになるだろう。

自治労 給与負担と任命権について一致できるところからしていくという考え
方はないのか。

15 総務省 少なくとも採用をやっているところは、給与費も学級編制権も一致さ
せていくべきではないかと考えるし、文科省もそう言っている。

自治労 ぜひ早く進めていただきたい。

20 5. 学校給食並びに学校用務に関することについて

総務省 行革推進法や骨太 2006 を受けて、平成 17 年から 22 年の集中改革プラ
ンの期間において純減を行っていくということが位置づけられていると
ころである。教職員定数の改善に当たっては各地方公共団体の現場を混
25 乱させないように、教育部門の人員配置についても効率化の努力をする
ということは文科省にも認識をいただいていると思っている。

各団体でどのような人員配置を行うかはそれぞれの判断であることは
大前提として、厳しい財政状況にあって、全ての部門で人員増を行うこ
とは困難であるため、重点化するなどメリハリのある定員管理を行う必
30 要はあると考える。そのメリハリの効かせ方は、各団体の主体的な判断
で行っていただきたい。

自治労 各自治体の話を聞いてみると、現業職員全体について総務省から採用
凍結などの指導助言がなされているように感じている。また、自治体が
35 地域の実情に応じて主体的な判断で新規採用したところについても、疑
義が挟まれている実態があるようだ。

5 総務省 技能労務職員については骨太方針などでも給与の適正化について民間との比較で注目を浴び、給与の適正化に併せて定員管理、業務の見直し関係について各地方公共団体に見直し方針を策定し、取り組んでいた

10 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

95 96 97 98 99 100

100

10 自治労 民間との比較の話が出たが、例えば学校給食であれば単純に作ればよいというものではない。比較するとしたらその際には、その職員が担っている役割を正しく評価したうえで行っていただきたい。文科省にも用務員、給食調理員を学校に必要な職員として適正に位置づけて欲しい旨を要望しているので、総務省としてもぜひ認識をしていただきたい。

15 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

95 96 97 98 99 100

100

20 総務省 行革法に基づいて5.7%減らしていくという方針があるため、難しいというのが現状である。交付税措置上は、どこかの職員を減らして給食調理員を増やすということであれば、対応のしようもあるが。

25 自治労 地方はぎりぎりの努力をしており、既に平均で10%程度減らしている。この上でまださらに減らせというのかという思いがある。

30 総務省 地方のみならず、国家公務員も見直しが図られており、将来的には減っていく方向にある。逆に気になっているのが、都道府県立の授業料の無料化について求められているが、これについてはだいたい4000億円かかると民主党が言っているし、新聞報道で見れば公務員の人件費を1.1兆円くらい削減するという内容が載っている。これ以上国債を増やすわけには行かないとするとどこかを増やせばその分の財源をどこかで生み出さなければならないという話になる。